

平成二十三年八月十九日受領  
答弁第三八八九号

内閣衆質一七七第三八八九号

平成二十三年八月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出津波の観測態勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出津波の観測態勢に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成二十三年七月十日に三陸沖で発生したマグニチュード七・三の地震の際、御指摘の青森県から福島県までの太平洋側に設置している「GPS波浪計」（以下単に「GPS波浪計」という。）及び当該地域に設置している「潮位観測施設」（以下単に「潮位観測施設」という。）の一部が十分に機能していなかったことは認識しているが、被災していない潮位観測施設及び被災後に復旧を行った潮位観測施設により、当該地域の潮位の変化を正確に観測したところである。したがって、現状においても、当該地域における一定の観測体制は確保していると考えているが、引き続き、被災したGPS波浪計及び潮位観測施設のうち、可能なものについて、復旧時期の前倒しにより観測体制の一層の改善に努めてまいりたい。また、被災した防潮堤等についても早急に復旧を進めることにより、津波・台風等の自然災害に対する備えが十分でない状態を早期に解消できるよう努めてまいりたい。

なお、御指摘の「基本水準面」については、一般に地盤変動等で変動することはないものである。

二について

GPS波浪計の復旧状況等については、福島県沖に設置しているものについては、不具合箇所の補修を終えて平成二十三年八月一日に全面復旧したところである。岩手北部沖、岩手中部沖及び岩手南部沖に設置しているものについては、現在、復旧作業中であり、同年九月中旬には全面復旧する予定としている。青森東岸沖に設置しているものについては、今後、その本体を陸上に引き揚げ、不具合の原因を調査した上で補修を行い、平成二十四年度の早期に全面復旧する予定としている。

また、潮位観測施設の復旧状況等については、東日本大震災により被害を受けた九か所のうち、気象庁が設置した五か所については、平成二十三年七月二十九日までに復旧したところである。国土交通省が設置した二か所のうち、岩手県久慈の潮位観測施設については、現在、復旧作業の準備段階で、早急に復旧作業に着手し、平成二十三年度内に全面復旧する予定としており、宮城県仙台新港の潮位観測施設については、被害が比較的軽微であったため、気象庁が当該施設内に観測機器を設置し、平成二十三年三月三十一日に復旧したところである。海上保安庁が設置した岩手県釜石の潮位観測施設については、現在、復旧作業中であり、平成二十三年度内に全面復旧する予定としている。国土地理院が設置した福島県相馬の潮位観測施設については、相馬港の復旧工事をを行う福島県と調整を図りつつ、早期の復旧に努めているところ

ろである。

#### 四について

政府としては、東日本大震災の迅速な復旧・復興のためには、災害情報、復旧・復興情報を含む様々な地理空間情報を総合的に活用することが重要であると認識しており、このような環境の実現に向けて、衛星システムの活用を含めてその方策について、幅広く検討しているところである。